

## 令和7年度 議会改革特別委員会 活動報告

令和7年度中における議会改革特別委員会の活動状況について、本書のとおり報告します。

令和8年3月23日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

議会改革特別委員長

あべ きみこ

### 1 委員会の目的

墨田区議会基本条例の運用、政治倫理その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

### 2 委員会の開会実績

回数	開会日時	調査内容
第1回	令和7年 5月29日 14:04~14:08	1 委員長の互選について 2 副委員長の互選について 3 次回の委員会の開会日時について
第2回	6月11日 14:20~14:24	1 令和7年度議会改革特別委員会運営方針について 2 行政調査について
行政調査	7月31日	1 目黒区議会におけるハラスメント防止指針について（東京都目黒区）
第3回	8月25日 14:00~14:25	1 ハラスメント相談窓口の設置について 2 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 3 次回の委員会の開会日時について
第4回	10月2日 10:00~10:30	1 ハラスメント相談窓口の設置について 2 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 3 次回の委員会の開会日時について
第5回	11月10日 13:00~13:35	1 ハラスメント相談窓口の設置について 2 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 3 次回の委員会の開会日時について
第6回	12月19日 13:00~13:14	1 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 2 ハラスメント相談窓口の設置について 3 ハラスメント実態調査の実施について 4 フリースピーチ制度の実施について 5 次回の委員会の開会日時について

第7回	令和8年 1月20日 10:00~11:20	1 ハラスメント相談窓口の設置について 2 フリースピーチ制度の実施について 3 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 4 ハラスメント実態調査の実施について 5 次回の委員会の開会日時について
第8回	3月23日 14:00~14:37	1 特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について 2 ハラスメント実態調査の実施について 3 議会改革に関する検討結果【令和8年3月版】について 4 議会改革に関する次年度への引継事項について 5 令和7年度議会改革特別委員会活動報告について 6 閉会中の継続調査について

### 3 各種実施状況

項目		実施状況	
先進自治体等への行政調査		○	
議会基本 条例関連	13条	委員間討議の実施	○
		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
22条	委員会における研修会		

#### 《実施概要》

- 1 先進自治体等への行政調査（7月31日）
  - ・東京都目黒区：目黒区議会におけるハラスメント防止指針について
- 2 委員間討議（協議）の実施
 

本委員会における調査・検討に当たって、活発な委員間討議（協議）を行った。

4 委員長所見（今年度の委員会活動状況、次年度も本委員会を継続して設置する必要性など）

本委員会は、令和7年5月29日に、墨田区議会基本条例の運用、政治倫理その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討することを目的に設置され、「更なる『開かれた議会の実現』『議会活動の活性化』に向けて」をテーマとして、調査・検討を行った。

具体的な事項としては、「令和6年度 議会改革・議会広報改革特別委員会における調査・検討結果に係る引き続き検討すべき事項」において示された「特別委員会から提出された提言書に関する報告の具体的な方法」、「フリースピーチ制度の実施」について調査・検討を行った。さらに、議員と職員の関係の在り方を含めた墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の運用及び条例改正も視野に入れた検討を行う中で、議員がハラスメントを受けた際の相談窓口の設置や、昨今の墨田区議会におけるハラスメント事案の発生や議会に提出された陳情（政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求めることに関する陳情）を受けて、議会が主体となって調査する必要性等について、本委員会で協議するよう議長から諮問があり、職員に対する議員からのハラスメント実態調査の実施の検討を行った。

その中で、7月31日には、ハラスメント相談窓口に関する先進事例として東京都目黒区への現地視察及び意見交換を行い、本区の現状と課題について認識を新たにした。このことは、その後の委員間討議（協議）に大きな影響を与えるものであった。

こうした取組を通じて、それぞれの調査事項について、一定の検討結果を取りまとめた。これらの検討結果は、今後の議会活動や議員と職員の関係の在り方に大きく寄与するものであると考えている。

さらに、今年度も引き続き、議会改革に関する行政視察の対応を議員が議会改革に関する研さんを積む機会と位置付け、本委員会の委員が本区議会の取組の説明及び質疑応答への対応を行った。結果として、全国7議会の行政視察を行ったが、このことにより、本区議会における議会改革の経緯や背景等のより深い理解とともに、他自治体議員との意見交換を通じて、知見を深めることにもつながったと考える。

次年度は今期（第20期）の最終年度となることから、議会改革に関する課題の検討結果No.32「見直し手続（開かれた委員会の場合での協議）」により、本委員会は設置（必置）となり、「議会改革に関する報告書」を基に、条例及びその運用について協議することとなる。

その際は、今年度、引き続き検討すべき事項とした「ハラスメントに関する『第三者委員会の設置』」や「ハラスメントに関する条例や指針策定の検討」も同時に行うべきと考える。